

令和7・8年度 建設工事入札参加資格審査申請要領

大川広域行政組合

大川広域行政組合へ建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査（審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日のもの。ただし、県外業者は、令和5年9月1日から令和6年8月31日のもの。）を受審の上、この要領に従い申請してください。

注意事項

- この要領において、建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「**県内業者**」、建設業法に規定する主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「**県外業者**」といいます。
- 申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか1カ所に限ります。
- 入札参加資格の有効期間は、**2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）**です。
- 中間年度（令和8年度）に再格付けを行います。令和7年度中に必ず次期（※）の経営事項審査結果を提出してください。

令和7年度に入札参加資格者名簿に登載され、格付を受けた場合でも、次期（※）の経営事項審査結果の提出がない場合又は次期（※）の経営事項審査結果、平均完成工事高要件を満たさなくなった業種や経営事項審査を受審していない業種については、令和7年度満了をもって入札参加資格を喪失します。

なお、再格付のために必要な事項を申告（経営事項審査の提出）していただきます。（随時受付）

※中間年度（令和8年度）の再格付けにおける経営事項審査の審査基準日（予定）は以下のとおり

- 香川県内業者：令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日
- 香川県外業者：令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日

- 適用除外の場合を除き、**健康保険、厚生年金保険、雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません。**経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認しますが、審査基準日以降に加入となった場合は、別途確認書類を提示してください。
- 大川広域行政組合では、**電子申請による受付は行っていません**ので、書類にて提出してください。

申請方法等

1 提出方法

建設工事入札参加資格審査申請書等に必要事項を記入・押印のうえ、持参してください。

ただし、郵送の場合は、受付最終日の消印有効とします。また、受付確認を必要とされる方は、受付票返信用はがき（官製はがき又は85円切手貼付済のものに送付先記入）を同封するか、受付票を送付する封筒（110円切手貼付済のものに送付先記入）を同封してください。なお、申請は簡易書留や配達記録など確実性の高い方法が望ましいと考えます。

2 受付期間（県内業者・県外業者）

令和7年1月8日（水）から2月17日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）

平日の午前9時から午前11時30分

午後1時から午後4時30分

3 受付場所

大川広域行政組合事務局事業係

（香川県さぬき市津田町津田112番地33）

4 問合せ先

大川広域行政組合事務局事業係

〒769-2401

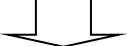
香川県さぬき市津田町津田112番地33

電話 0879-42-2740

5 提出書類及び添付書類（コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一すること。）

（◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの）

番号	区分	提出書類	注意事項
①	◎	受付票 指定様式	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合指定の様式に所定の事項を記入のうえ、提出してください。 ・郵送の場合は返信用はがきでも可。
②	◎	建設工事入札参加資格審査申請書 指定様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（エクセル）をダウンロードし、作成してください。
③	△	申請営業所調書 指定様式	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか1カ所に限ります。</u>
④	◎	申請業種等調書 指定様式	
⑤	◎	建設業許可証明書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の(1)～(3)のうち、いずれか1つを持参（郵送）してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1)国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの（印字された日付が令和6年10月1日以降に発行されたものであること）。 (2) 建設業許可証明書（令和6年10月1日以降に発行されたものであること） (3) 建設業許可通知書（令和6年10月1日以降に発行されたものであること） ・①～③の記載事項（代表者、所在地等）に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書（様式二十二号の二）で確認しますので、持参（郵送）してください。
⑥	△	建設業許可申請書別紙2（1）又は別紙2（2）（営業所一覧・コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の確認をします。
⑦	△	委任状（原本：A4判） 指定様式	<ul style="list-style-type: none"> ・委任する営業所がある場合のみ添付。
⑧	◎	誓約書 指定様式	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合指定の様式に所定の事項を記入のうえ、提出してください。
⑨	◎	税関係証明書等（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月1日以降に発行されたもの。 ・5頁で指定するもの

		<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー可)</p> <p>(県内業者) 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日のもの</p> <p>(県外業者) 審査基準日が令和5年9月1日から令和6年8月31日のもの</p>	<p>・左記の結果通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)のコピーを提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><u>令和7年2月末日までに結果通知書を提出してください(郵送は消印有効)。期限までに提出がない場合、入札参加資格は無効となります。</u></p> <p>※経営事項審査における平均完成工事高要件</p> <p>① <u>土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事(5業種)については、平均完成工事高が500万円未満である場合、入札参加資格審査を受けられません。</u></p> <p>② <u>とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、解体工事(8業種)については、平均完成工事高がない場合、入札参加資格審査を受けられません。</u></p>
⑪	△	<p>営業所の写真 (県内大臣許可業者、県外業者のうち香川県内の受任営業所を申請する場合は必要)</p>	<p>・写真は令和6年10月1日以降のもの ・指定の台紙に写真を張付してください。</p>

6 必要な税関係証明書等 (コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・ 法人税 (個人は所得税) ・ 消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
香川県内に申請する営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	完納証明書
さぬき市又は東かがわ市内に営業所がある業者	市税 (すべての税目)	完納証明書

〈備考〉

- 1) さぬき市又は東かがわ市の税証明書の発行を請求するには、個人の場合、本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) が、法人の場合、法人からの委任状及び窓口に来られる方の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) が必要になります。また、交付手数料として、1通につき400円が必要です。
- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額が無い旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。
- 4) 必要な納税 (完納) 証明等の証明は、令和6年10月1日以降に発行されたものに限ります。

○さぬき市税の納税証明書発行の受付窓口

(土日、祝日を除く8時30分～17時15分)

担当窓口	住所	電話番号
さぬき市市民部 税務課	さぬき市志度 5385-8	087-894-1118

○東かがわ市税の納税証明書発行の受付窓口

(土日、祝日を除く8時30分～17時15分)

担当窓口	住所	電話番号
東かがわ市総務部 税務課	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1216
東かがわ市市民部 市民課	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1111
東かがわ市市民部 引田支所	東かがわ市引田 513-1	0879-33-2500
東かがわ市市民部 大内支所	東かがわ市三本松 1172-1 (ひとの駅さんぼんまつ)	0879-25-2111

7 提出方法 (県内業者、県外業者共通)

提出部数	1部
ファイル	・不要です。(クリップ等で留めてください。)
綴り方	<ul style="list-style-type: none">・「提出書類等」に掲げる順番に綴り、クリップ等で留めてください。(ひも綴り不可)・コピーできる書類は、必ずA4判に統一してください。・原本で提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼り付けてください。大きい場合は、折り込んでください。